

令和4年度 宮城県喀痰吸引等研修事業 よくある質問

本研修を受講する際に、問い合わせが多い質問についてのQ&Aです。

こちらに記載されていないことで、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

よくある質問一覧				
	問い合わせ内容	回 答	補足情報	
研修に関する事	1	1号・2号研修と3号研修の違いは何ですか？	1号・2号研修は不特定利用者への実施、3号研修は、特定利用者への実施となっています。	
	2	研修申し込みをすれば、必ず受講できますか？	研修ごとに決められた定員数より多くの申込者がいる場合、優先順位を考慮して受講生を選出します。喀痰吸引等研修は、他の研修登録機関でも受講できますので、そちらも御確認ください。	
	3	研修を受講したいと考えていますが、実地研修先がありません。受講可能ですか？	本研修は、実地研修まで修了いただくことが前提となっております。あらかじめ実地研修先（自施設又は、自法人内他施設）を確保の上、受講をお願いしています。	
	4	今年度研修を受講したいと考えていますが、対象利用者がいないため、実地研修のみを違う時期に実施したいのですが、可能ですか？	研修受講する際には、実地研修まで修了を見込めることが前提となります。次年度以降の持ち越しはございませんので、御了承ください。	
	5	現在3号研修を取得していますが、1・2号研修を受講する際に免除等がありますか？	今のところは、ございません。1・2号研修を修了する為に、講義50時間、筆記試験、事前演習、演習、実地研修の受講修了が必要となります。なお、事前演習は、宮城県主体の本研修のみ実施しているものとなりますので、他の研修機関で受講の際には、ない場合がございます。	
	6	介護福祉士を取得していますが、どの研修を受講していいのかわかりません。	平成28年度以降に試験を受験し、介護福祉士を取得された方は、基本研修免除者対象研修を受講することができます。（1日演習＋実地研修） 平成27年度以前に介護福祉士を取得された方に関しましては、一般受講者対象基本研修を受講することができます。（講義50時間＋筆記試験＋事前演習・演習＋実地研修）	
	7	所属施設に指導看護師が不在の場合は、受講することができませんか？	指導看護師が不在の施設では、実地研修を実施することが出来ないため、受講することができません。 ただし、所属の看護師が、8月に開催を予定しております「指導看護師養成講習」を受講し、修了すれば、その後実地研修の指導をすることができます。	他の登録研修機関でも開催しているので、研修の時期や期間等を確認の上、修了いただければ指導することが可能です。各研修機関にお問い合わせください。
	8	実地研修実施途中で、新たに対象利用者様が増えた場合、申請は必要ですか？	実地研修実施前に提出されている様式1実施計画書に基づいて研修を行うこととなっているため、新たに対象利用者様が増えた場合は、事前に本会へ連絡した上で、記載事項変更届と変更後の実地計画書の提出が必要です。	利用者様への同意を得る等の手続きも必要となるため、事前に準備を進めてください。 (実地研修案内 参考様式を御確認ください。) ※ホームページに7月頃掲載予定。
	9	実地研修実施中に、対象利用者様が退所や入院し、一部の行為が期間内に実施できなくなった場合は、どうなりますか？	規程回数以上の実施が必須のため、期間内に出来なかった行為は、未修了となります。修了証明書には、実施完了できた行為のみ記載されます。	
	10	過去に喀痰吸引等研修を修了しています。実地研修未実施の行為のみを取得したいと考えているが、可能か。また、どの研修を受講するればよいか。	基本研修免除者対象研修の受講が可能です。実地研修の前に演習を実施の上、各事業所で実地研修を実施、修了していただくこととなっております。	本会の研修だけではなく、登録研修機関でも受講が可能です。各研修機関にお問い合わせください。

11	1号研修を取得したいのですが、喀痰吸引（気管カニューレ）の行為のみ自施設にいません。法人内の他の施設にいる場合、2施設を併せた形で修了することは可能ですか？	<p>可能ですが、1行為を回数ごとに分けて実施することはできません。行為ごとにわけて実施するように計画し、遂行してください。下記の実施例を参考にしてください。</p> <p>実施例)</p> <p>実施可能○（行為ごとに分けて実施であれば可能）</p> <table border="1" data-bbox="856 341 1543 534"> <tr> <td data-bbox="856 341 1186 534"> 自施設（介護老人保健施設） ・喀痰吸引 （口腔内、鼻腔内） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう、経鼻） </td> <td data-bbox="1186 341 1543 534"> 自法人内他施設 （看護小規模多機能型居宅介護） ・喀痰吸引 （気管カニューレ） </td> </tr> </table> <p>実施不可×（規程実施回数を合算して実施することは不可）</p> <table border="1" data-bbox="856 587 1543 801"> <tr> <td data-bbox="856 587 1186 801"> 自施設（介護老人保健施設） ・喀痰吸引 （口腔内5回、鼻腔内10回） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう15回、経鼻10回） </td> <td data-bbox="1186 587 1543 801"> 自法人内他施設 （看護小規模多機能型居宅介護） ・喀痰吸引 （口腔内5回、鼻腔内10回、気管カニューレ） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう5回、経鼻10回） </td> </tr> </table>	自施設（介護老人保健施設） ・喀痰吸引 （口腔内、鼻腔内） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう、経鼻）	自法人内他施設 （看護小規模多機能型居宅介護） ・喀痰吸引 （気管カニューレ）	自施設（介護老人保健施設） ・喀痰吸引 （口腔内5回、鼻腔内10回） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう15回、経鼻10回）	自法人内他施設 （看護小規模多機能型居宅介護） ・喀痰吸引 （口腔内5回、鼻腔内10回、気管カニューレ） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう5回、経鼻10回）	
自施設（介護老人保健施設） ・喀痰吸引 （口腔内、鼻腔内） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう、経鼻）	自法人内他施設 （看護小規模多機能型居宅介護） ・喀痰吸引 （気管カニューレ）						
自施設（介護老人保健施設） ・喀痰吸引 （口腔内5回、鼻腔内10回） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう15回、経鼻10回）	自法人内他施設 （看護小規模多機能型居宅介護） ・喀痰吸引 （口腔内5回、鼻腔内10回、気管カニューレ） ・経管栄養 （胃ろう又は腸ろう5回、経鼻10回）						
12	基本研修の受講を考えていますが、テキストは事業所にあるものを使用したいです。	<p>基本研修の資格取得は、個人の資格となります。一人一冊必ずお手元にご用意いただいています。基本研修を受講の方は、新訂版のテキストを使用する為、昨年8月より前に講習されたテキストは適用外となります。</p> <p>各研修のテキストについては、下記を御確認ください。</p> <p>○一般受講者対象基本研修：新訂版テキスト ○基本研修免除者対象研修：改訂版テキスト（旧テキスト） ○経管栄養（半固形）実地研修未実施者対象研修：改訂版テキスト（旧テキスト） ○指導者養成講習：新訂版テキスト2冊（指導者用含む）</p>					
13	研修で使用している器具・機材の名称について、所属の施設では違う呼び方をしています。覚えるときにそちらで覚えてはダメですか？	<p>本研修で使用される器具・機材についての名称は、講義の中で講師がお伝えした名称で覚えてください。可否を判断する際に、本研修で使用している名称で理解されていることが前提となります。</p> <p>所属施設内では、これまで通り使用していただいて構いません。</p>					
14	喀痰吸引等研修を修了すれば、すぐに事業所で実施しても大丈夫ですか？	<p>本研修を修了し、修了証明書が交付されても、宮城県に特定認定行為従事者としての申請がされていないと実施することはできません。修了証明書を交付された上で、宮城県へ申請の後、認定されてから各事業所で実施できます。</p>					
15	特定認定行為従事者登録とはどういうことですか？	<p>本研修を修了しても、各事業所内で喀痰吸引等の行為を行うことはできません。本研修の修了証明書をもって、宮城県に特定認定行為従事者の申請と事業所登録が必要となります。</p> <p>また、実質的違法性阻却の原理に関しては、この事案にあてはまりませんが、常時ではありませんので、御注意ください。</p>					
16	特定認定行為従事者登録はどのようにしたらよいですか？	<p>宮城県保健福祉部 長寿社会政策課のホームページに記載されています。詳しくは補足情報のURLを御確認ください。</p>	https://www.pref.miyagi.jp/site/tan-kyuin/nintei.html				
17	研修を受講したいと考えていますが、所属している事業所が、事業所登録をしていません。その場合、研修を受講することはできますか？	<p>研修自体は、受講可能となっております。ただし、研修修了者が喀痰吸引等の行為を実施するには、終了後に事業所と特定認定行為従事者の登録を行い、認定されることで喀痰吸引等の行為を実施することができます。</p> <p>研修機関を仲介せずに実地研修を行うことはできません。詳しくは補足情報のURLを御確認ください。</p>	https://www.pref.miyagi.jp/documents/8820/358610.pdf				
18	事業所登録はどうすればできますか？	<p>宮城県への申請が必要となります。</p> <p>宮城県保健福祉部 長寿社会政策課のホームページに記載されていますので、詳細はそちらを御覧ください。</p>					
19	現在3号研修を修了している職員がおり、3号研修のみの事業所登録は申請していますが、1・2号研修を修了した職員が増えた際に、改めて申請は必要ですか？	<p>事業所登録の際に、3号研修のみで申請されている場合、1・2号研修修了者が事業所で喀痰吸引等を行う際は、事業所登録の変更届出が必要となります。詳しくは、宮城県までお問い合わせください。</p>					

制度に関する事

問い合わせ先 <研修に関する事> 研修実施機関：社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 TEL：022-225-8479 FAX：022-223-1151	<制度に関する事> 実施主体：宮城県保健福祉部長寿社会政策課施設支援班 TEL：022-211-2549 FAX：022-211-2596
--	--